

吹田市公民館条例施行規則の一部改正に係る骨子案

1 趣旨及び概要

各地区公民館の施設（住民の利用に供している教室、調理室及び和室をいいます。）の使用の事前申込みについては、現在、使用日の1月前から行うことができますこととしていますが、1月を越える間を空けて定期的に施設を使用する場合、改めて申請のために来館する必要があること、また利用者が計画的に余裕を持った施設利用を可能とするため、現行より2か月早く申込みを行うことができるよう規則を改正し、施設を使用する住民の利便性の向上を図るものです。

2 改正内容

各地区公民館の施設の使用許可申請期間を、使用日の前3月に当たる日から使用日の3日前までとします。

3 改正予定年月日

令和7年（2025年）1月1日